

## 令和6年度第4回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和7年2月26日(水) 午前10時00分～午前10時50分
*場所	教育委員会室
*次第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について III 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、岩淵令治) 事務局(熱田教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書 (表1) 心城院版木一覧 (資料1) 心城院版木 銘文 (参考) 文京区文化財指定基準 資料第2号 文京区指定文化財(有形文化財)の指定について(建議) 資料第3号 今後の予定について

### I 開会

### II 議題

#### 1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料に基づき、心城院版木の指定説明書(案)の説明を行った。

《事務局》前回の審議会を踏まえて変更した内容について説明します。

まず、指定の区分について、諮問の段階では有形文化財(書跡・典籍)としていましたが、前回頂いたご意見を踏まえて有形文化財(歴史資料)に変更しています。それに伴い、指定説明書の(12)文化財的価値の説明を修正し、(13)指定基準についても、該当する項目を書跡・典籍から歴史資料に変更しています。

次に、指定説明書の2ページですが、前回までは大聖歎喜天(歎喜天)としていたものを、大聖歎喜天(聖天)に修正しています。

最後に、同じく指定説明書の2ページですが、前回までは①絵像類としていたものを①仏像類に変更しています。

なお、前回ご指摘のあった指定説明書(11)説明の「宝珠弁財天堂」の表記についてですが、寺社書上において「才」ではなく「財」の字を使用していることが確認できましたので、変更はありません。

《会長》それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》指定説明書の1ページ、(10)時代について、心城院版木の年代は様々なものが含まれるので「江戸時代後期～昭和」という表現で良いと思いますが、

御鬮筆筒は制作されたのが文政8年6月と判明しているのので、そこは分けて記載した方が分かりやすいと思います。

《会長》 それでは、心城院版木の年代については「江戸時代後期～昭和（墨書等により判明するものに、文政8年（1825）9月、…」とし、御鬮筆筒の年代は「文政8年6月」と分けて記載するというところでよろしいでしょうか。

《委員》 良いと思います。

これは表記には関係ありませんが、「聖天」の読みが「しょうてん」ではなく「しょうでん」となまることはあっても、「歓喜天」を「かんぎでん」と読むことはまずないと思います。また、相殿は「あいどの」と読みます。次に、「保存状態」という用語について、これは主に絵画や彫刻の分野で明治以降に使用されるようになった言葉ですが、彫刻史や美術史の研究者は、「今ある文化財がどのように損傷を受けているか」という意味合いで用います。例えば、版木であれば「虫損が認められる」とか、仏像であれば「頭部は後補」、「後背や台座は失われている」といった内容です。しかし、一般に保存状態といえば「（状態が）良い／悪い」や「どのように保存されているか」という文脈で用いられることが多いので、それに引きずられて保存状態の項目に現在の保管状態を記載するのは本来の意味合いからすれば適切ではなく、現在の保管状態については材質・形状や説明の中で記載すべきだと思います。

ただし、これは今回の指定説明書を修正した方が良いということではなく、あくまで参考意見としてお伝えします。

《会長》 他にご質問・ご意見等はございますか。

《事務局》 指定説明書の（9）保存状態のところでは御籤筆筒としていますが、ここは指定名称ですので御鬮筆筒に修正します。なお、「くじ」の字としてはどちらも使用しますが、今回は他の自治体で指定した事例を参考に「鬮」の字を使用しています。

《会長》 他にご質問・ご意見等はございますか。

《委員》 版木の No.53「順気湯功能書／順気湯包紙」は、他とは性格が異なるように思えますが、これは心城院に関係があるものですか。

《事務局》 性格は異なりますが、なぜこれが心城院にあるのかは不明です。

《委員》 一括して指定することは良いと思いますが、その場合、No.53の説明の中に性格は異なるが一括して指定する旨を記載した方が良いでしょうか。

《会長》 No.53は⑤その他に分類されており、ここには年賀状なども含まれていまずから、あくまでその他に含まれるということで良いと思います。

《委員》 分かりました。

《委員》 心城院には、これらの版木を用いて古い時代に刷られた紙は残っていますか。

《事務局》 すべてを把握できているわけではないですが、調べた限りでは残っていないと思います。経典類の中には古いものもありますが、今回の版木で刷られたものではありませんでした。唯一残っているといえるものは、御鬮筆筒

筒の抽斗の底に貼り付いていた御鬮の紙片くらいです。

《委員》分かりました。

資料に掲載されている拓本は指定に向けた調査の中でとったものだと思いますが、今後どこが保管するのですか。

《事務局》教育委員会として調査を委託しましたので、拓本の現物は教育委員会で保管します。データ化したものについては心城院にお渡しする予定です。

《委員》ふるさと歴史館に移す予定はありますか。

《事務局》今のところありません。

《会長》他にご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

本件を文京区教育委員会に建議するという事でお諮りをしたいと思いますが、ご異議はございますか。

(なし)

それでは、資料第2号のとおりにご承認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(承認)

最後に、事務局から今後の予定についてご説明をお願いします。

指定に向けた今後の予定について、事務局が資料第3号に基づき説明を行った。

《会長》何かご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

### Ⅲ 閉会

《会長》これをもちまして、令和6年度第4回文化財保護審議会を閉会とします。